2020年4月６日

東京都知事

小池 百合子 様

**新型コロナウィルス感染症対策に関する要望事項**

NPO法人東京腎臓病協議会

会長　戸倉　振一

東京都豊島区南大塚2-40-1富士大塚ビル2Ｆ

TEL 03-3944-4048 FAX 03-5940-9556

新型コロナウィルスの感染拡大により、透析患者の新型コロナウィルス感染者数も４月１日の時点で７都県１３名となり、透析施設での院内感染が疑われる事例も報告されるようになりました。（添付資料より）

標準的な血液透析は週３回の通院が必要であり、多人数が同時に同じ空間を共有して行う治療です。医療従事者、患者ともに院内感染予防の意識をさらに高めておく必要があります。一方で、透析患者の新型コロナウィルス感染者が増えていった場合も想定しておく必要があり、地域での透析施設と行政機関と高次医療機関との間のよりスムーズな連携体制の構築が必要と考えます。そのため、下記感染予防対策の徹底と医療体制の充実・連携について要望いたします。

1. **透析患者への感染予防啓発**

公益社団法人日本透析医会から、令和２年４月２日に、

「透析施設での新型コロナウイルス感染症（COVID-19） に対する感染対策徹底のお願い」（添付資料）

<http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20200402_corona_virus_14.pdf>

が公表されています。この対策が徹底されることが重要ですので、透析患者への感染予防啓発をその主旨が正確に理解できるように口頭だけでなく文章で行うように透析施設に対して、行政指導をしてください。

1. **透析施設の感染予防策の徹底**

公益社団法人日本透析医会が令和２年４月３日に公表した「新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について（第４報改訂版）～まん延期における透析施設での具体的な感染対策～」

<http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20200402_corona_virus_15.pdf>

にも示されていますが、院内感染を防止するため、誰もが新型コロナウイルスを保有している可能性があると考え、すべての患者に対して標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行の徹底を行うように透析施設に指導してください。

1. **新型コロナウィルスに感染した透析患者が加療可能な指定医療機関の拡充**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部令和2年4月2日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf>

により、地域で感染拡大した場合は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等は宿泊療養及び自宅療養（高齢者や基礎疾患を有するものと同居していない場合）となりますが、基礎疾患を有するものと同様、透析患者は宿泊療養及び自宅療養の対象外となっていますので、透析患者の新型コロナウイルス感染者が増大しても対応できるように、透析患者が加療可能な指定医療機関等の拡充をしてください。

1. **まん延期に向けた対策**

新型コロナウィルスに感染した透析患者がさらに増えて、感染症指定医療機関等だけでの対応が困難となる場合も想定されます。軽症患者については、かかりつけ透析施設で必要な感染対策、入院加療が行える場合は、かかりつけ透析施設で加療継続できるようにしてください。

1. **地域の透析施設間の連携**

院内感染で医療従事者が感染し透析施設の閉鎖をしなければならない施設がでてくる場合も想定されます。その場合に、感染していない患者が地域の透析施設で透析できるよう、災害時と同様に地域の透析施設が連携して透析患者を受け入れられるようにしてください。

以上

添付資料



